

平成27年11月30日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

さぬき市特別職報酬等審議会
会長 名越 一二三



特別職の報酬の額等について（答申）

平成27年10月21日付け27さ総務第50号で貴職から本審議会に対して諮詢のあった議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりすることが適当である。

議長 月額 500,000円（据え置き）

副議長 月額 450,000円（据え置き）

議員 月額 410,000円（据え置き）

市長 月額 900,000円（据え置き）

副市長 月額 710,000円（据え置き）

教育長 月額 600,000円（据え置き）

2 審議の経過及び内容

本審議会は、平成27年10月21日、さぬき市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、市長から諮詢を受けた。

審議会においては、教育制度改革に伴う新教育長の給料をはじめ、特別職の給料や議員の報酬の額について、事務局から提供された資料等に基づき、県内他市或いは類似団体との比較を行いつつ、将来的な財政見通しなど本市特有の事情を十分勘案しながら、忌憚のない意見交換を行い、慎重に審議を重ねた。

審議における論点としては、第1点目が、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、教育長と教育委員長を一本化した常勤の特別職として設置される新しい教育長の給料の額に関する事項であり、第2点目は、最近の社会経済情勢の変化を踏まえた議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項であった。

なお、議員定数については、本審議会の所掌事項ではないが、議員報酬の総額への影響といった面で議員報酬の額と密接に関係するため、併せて議論を行った。

(1) 新たな教育長の給料の額に関しては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどを目的として、首長が直接任命する新教育長が、教育委員長と教育長の両方の役割を担うこととなり、その職責が増すことは明らかであるため、これに見合った給料を支給すべきとの考え方はもっともある。

しかしながら、他の公共団体や民間企業などにおいても、役職を兼ねることが即報酬額アップに繋がるとは限らず、加えて、現行の給料水準を他の類似団体と比較した場合、平均的レベルにあることなどから、今回、給料額を引き上げることが妥当であるとは言えず、据え置きの結論に至ったものである。

(2) 市長及び副市長の給料の額については、平成15年度の改定後10年以上据え置かれており、社会経済情勢も景気回復局面にあるものの、一般職員の給料の改定状況、他の類似団体等との比較及び本市の財政状況等を勘案すれば、額の引き上げを行える状況にはない。

むしろ、市として著しく財政力が乏しいことや、今後地方交付税が減額となって財源確保が厳しくなること等を考慮すれば、経常的に抑制できる経費は抑制していかざるを得ないのではないかとの意見も出たが、市に対する要望や市が担う業務が年々高度化、複雑化していることに加えて、市長等の職務は、傍目からも激務であると見受けられ、その職責に見合った給料の額といった面から、引き下げるることは適当でないとの結論に至ったものである。

ただ、過去及び現在において、財政健全化策の一環として自主減額が実施されており、今後もこうした措置が取られるることは、自らが先頭に立って行財政改革に取り組む姿勢を示す意味合いからも、意義があると評価できるため、自らの適切な判断に委ねることとする。

(3) 議員報酬の額については、類似団体との比較では高水準に位置し、県内他市と比較すれば低位に留まっているが、県内で最も弱い本市の財政力を鑑みれば、県内他市との比較のみで適正な額であるとの判断に至ることには無理がある。

また、議員報酬は、議員活動全体に対する対価であるものの、市民感情的には、会議出席のみが議会活動であるかのように映りがちなため、報酬が高過ぎるとの見方も多く、日当制に移行すべきとの意見さえあった。

さらに、平成20年度から政務調査費（現在の活動費）が半額に引き下げられたとはいっても、財政健全化のための給料の特例減額が行われている一般職や自主減額を行っている特別職と異なり、こうした取組がこれまで一度も行われていないことは、市全体としてバランスを欠いているともいえる。

こうしたことから、議員報酬は引き下げの方向で見直されるべきとの意見も出たが、若者や女性をはじめとして、高い志を持つ人が生活面で安心して議員活動が行えるような水準にすべきとの意見もあり、最終的には現在の額に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

ただ、今後、議会内において、報酬の自主減額について、自らの議論に基づく取組を期待したいとの意見が多数あったことを書き記す。

(4) 審議会では、議員定数に関する議論も活発に行なわれた。

これは、今回の諮問事項が議員報酬の額であることは重々承知しつつも、市議会議員全体に対する報酬支給総額といった観点から見れば、議員定数の及ぼす影響は大きく、報酬額の議論を進めるうえで両者不可分な議論とならざるを得なかつたためであり、報酬額据え置きには、定数削減が必須条件であるとの意見が大勢を占めたため、付帯意見として次の項に記載する。

この議員定数に関しては、平成15年度に合併時の在任特例による66名から26名となって以降も、議会自らの改革によって、22名、21名と削減への取組が進められてきたことは評価できるが、人口減少傾向が今後も続くことや、財源縮小による厳しい財政見通し等を勘案すれば、更なる定数削減が議論されるべきであり、その際、現定数から何人減らすかではなく、さぬき市の適正な議員定数が何人であるかといった本質的な議論が行われるべきとの意見もあった。

3 付帯意見

審議内容を踏まえ、本審議会としては、次の各事項を申し添え、要望する。

(1) 議会改革については、市民に開かれた議会を目指して、調査・研究が進められて来たが、今後、議員定数の削減について、さらに踏み込んだ検討と議論に基づく適切な取組が進められること。

(2) 市議会議員が、会議への出席以外にどのような審議、調査、研究等の活動を行っているのか等について、市民により分かりやすく発信し、議員活動そのものに対する理解を求めていく取組が進められること。

4 審議会の開催状況

第1回 平成27年10月21日

第2回 平成27年11月 9日